

① 外国への特許出願

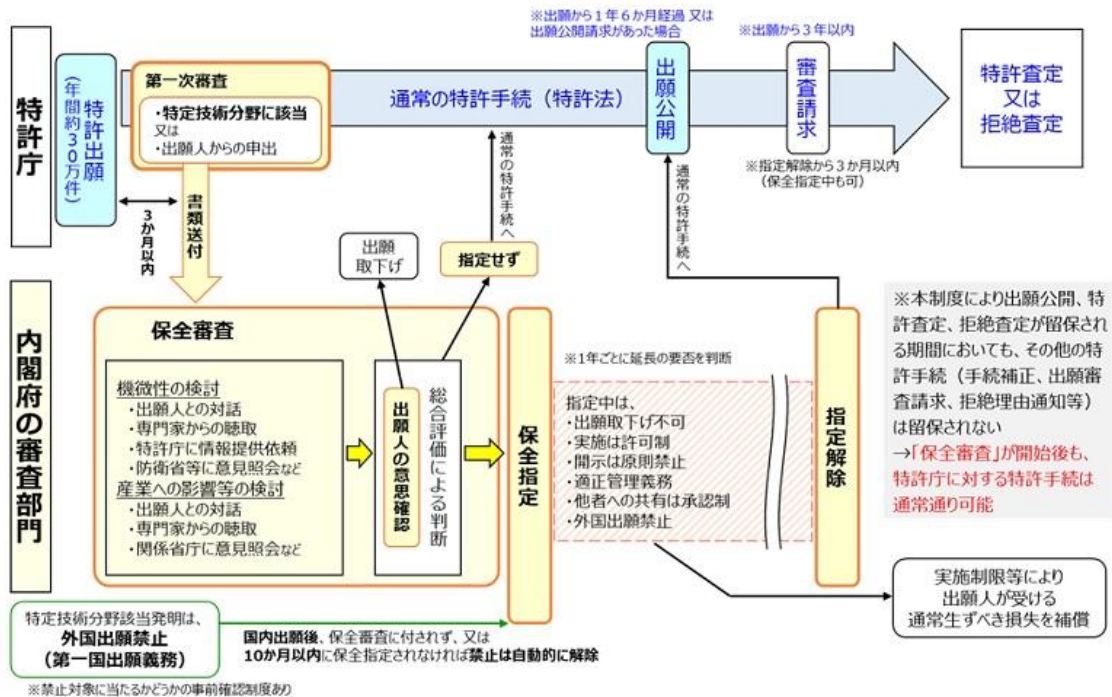
(1) 従来の外国出願方法

- ・最初から外国特許庁へ直接出願
- ・日本出願を優先権の基礎として1年以内に外国特許庁へ直接出願
- ・日本出願を優先権の基礎として1年以内に日本特許庁へPCT国際出願し、2年6ヶ月以内に外国へ国内移行
- ・最初から日本特許庁へダイレクトPCT国際出願し、2年6ヶ月以内に日本を含む外国へ国内移行



(2) 特許出願非公開制度

- ・日本で特許出願すると、特定技術分野に該当するか特許庁が第一次審査
- ・特定技術分野に該当すると、内閣府が保全審査を行い、保全指定されると**外国出願禁止**
- ・外国出願禁止に違反すると、1年以下の懲役または50万円以下の罰金など



(3) 優先権主張（パリ条約）

- ・日本特許庁に優先権証明書を交付してもらい、外国特許庁に提出
- ・PCTの場合は、日本特許庁に優先権証明書をWIPO国際事務局へ送付するよう依頼
- ・DAS（デジタルアクセスサービス）のアクセスコードを利用できる場合は、優先権証明書の提出は不要
- ・特許出願非公開制度の第一次審査が終了するまでは、アクセスコードが通知されない

(4) 今後の外国出願方法

- ・最初から外国特許庁への直接出願やダイレクトPCT国際出願はしないことが望ましい
- ・日本出願後にアクセスコードが通知されたら、外国出願（PCT含む）をしてもOK



こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

029-228-5622

info@nippo-patent.jp